一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上カケ四七五、四七六、四八五、四八八、四八九、四九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字川上カケ四七五・四七六・四八五・四八八・四八九二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年七月二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上五五五の一、五五八の一、五六一の一、五六一の二、五七五の一、五八五、七六四、七七四の二、七七六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字川上五五五の一・五五八の一・五六一の一・五六一の二・五六八の二・五七五の一・五八五・七六四・七七四の二・七七六（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十七年七月二日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
戸沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町大字今市
字中平　一六四番三　一号
一六一番二　二号
字漆沢　七〇八番三四　三号
七〇八番一五二　四号、五号及び九号
七〇八番四一　六号
字又十郎　一九六番　七号
字戸沢　二〇〇番二　八号
七〇七番一　十号から十六号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ジンダケ沢及び同左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町大字石滝外二
字足駄山外四　五六九番外四　国有林
一〇林班ろ小班　一号から五号まで
一〇林班い小班　六号から四十九号まで
山形県西置賜郡小国町大字五味沢
字水上沢　一一七八番一六　五十号から五十二号まで

○国土交通省告示第八百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年七月二日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
棚久保沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧
字棚久保　五一三〇番　一号
五一三八番一　二号
五一三七番　三号
乙五一二三番　四号
五一二四番　五号
五一一七番　六号
甲五一一八番　七号及び八号
五一〇九番　九号
五一一三番二　十号
五一一三番一　十一号及び十二号
五一一四番　十三号
甲五一一五番　十四号及び二十号
五一二八番　十五号
五一二九番　十六号
五一二七番　十九号
五一〇三番　十七号及び十八号
乙五〇四五番　二十一号及び二十二号
五〇四九番二　二十八号
五〇四七番二　二十九号
甲五〇二五番　三十号
字唐堀
甲五〇五八番　二十三号
五〇五七番　二十四号
五〇五六番　二十五号及び二十六号
甲五〇五四番　二十七号

○国土交通省告示第八百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年七月二日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坪野二の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県魚津市坪野
二〇八番　一号及び十五号
字菅谷割　四五二番一　二号、十三号及び十四号
四五三番　三号
四五八番　四号
四六二番　五号及び十号
四六三番　六号
四六六番一　七号及び八号
四六六番三　九号
四六四番　十一号
四五五番　十二号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五十里道重(二)
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県高岡市五十里
字殿谷内　十三番二　一号から九号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
茂佐谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県小矢部市小矢部
字南谷二ノ割　八六七番　一号
富山県小矢部市上野本
字茂三谷　五番　二号
一七七七番　四号
四九番　五号及び六号
一七二七番　七号
七番　八号及び九号
六番　十号
富山県小矢部市今石動町
字茂佐谷　三三五一番　三号
字小谷　二五六三番　十一号